

開会宣告	議長	只今から第11回新十津川町農業委員会総会を開催いたします。
開議宣告	議長	<p>只今の出席委員数は、17名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>日程表に基づき会議を進めてまいります。</p>
日程第1 会期の決定	議長	<p>会期の決定についてを、議題といたします。</p> <p>お諮りします。本日の第11回農業委員会総会の会期は本日一日限り といたしたいが、ご異議ありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
	議長	異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。
日程第2 議事録署名 委員の指名	議長	<p>続きまして、議事録署名員の指名についてを議題といたします。</p> <p>議事録署名員の指名については、総会に諮って決定することとな っておりますので、私から指名をいたします。</p> <p>第4番 杉本初美</p> <p>第5番 中嶋和己 両委員にお願い申し上げます。</p>
日程第3 一般事務報告	議長	<p>閉会中における一般事務について事務局から報告いたします。</p> <p>事務局お願いします。</p>
	事務局	<p>別紙にて朗読</p> <p>(平成30年5月23日～平成30年6月28日)</p>

日程第4 議案第1号	議 長	日程第4、議案第1号、農地の権利移動の許可申請について 事務局から内容の説明を申し上げます。
	事務局	議案第1号 農地の権利移動の許可申請について 農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、可否について 決定をする。 平成30年6月28日 提出 新十津川町農業委員会会長 土 田 等 司
		番号 1 説明 図面番号1をご覧ください。 字〇〇 地番全筆 1筆 地目 畑 民有地 合計面積2,429㎡ 法律関係 売買 こちらのにつきましては、高齢で管理ができないため営農者へ売買するものです。 こちらの農地につきましては、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号 には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。 説明を終わります。 以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。
	議 長	説明を終わります。 質疑ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	討論なしと認めます。
	議 長	これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	異議なしと認め、番号1は提案のとおり決定をします。 続きまして、番号2の説明についてお願いします。
	事務局	番号 2 説明 図面番号2をご覧ください。 字〇〇 地番全筆 2筆 地目 畑 民有地 合計面積1,090㎡ 法律関係 売買 こちらのにつきましては、高齢で規模縮小のため農業法人へ売買するものです。 こちらの農地につきましては、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号 には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。 説明を終わります。 以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。
	議 長	説明を終わります。 質疑ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。
	委 員	なし。

日程第4 議案第1号	議 長	討論なしと認めます。
	議 長	これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	異議なしと認め、番号2は提案のとおり決定をします。 続きまして、番号3の説明についてお願いします。
	事務局	番号 3 説明 図面番号3をご覧ください。 字〇〇 地番全筆 13筆 地目 畑 公有地 合計面積149,292㎡ 法律関係 賃貸借 こちらにつきましては、旧花月牧場の公有地の活用を図るものです。 こちらの農地につきましては、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。 説明を終わります。 以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。
	議 長	説明を終わります。 質疑ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	討論なしと認めます。
	議 長	これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	異議なしと認め、番号3は提案のとおり決定をします。 続きまして、番号4の説明についてお願いいたします。
	事務局	番号 4 説明 図面番号4をご覧ください。 字〇〇 地番全筆 1筆 地目 畑 私有地 合計面積38,286㎡ 法律関係 使用貸借 こちらにつきましては、経営主が使用貸借を受けて耕作を行うものです。 こちらの農地につきましては、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。 説明を終わります。 以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。
	議 長	説明を終わります。 質疑ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	討論なしと認めます。
	議 長	これから採決いたします。

日程第4 議案第1号	議 長	提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
	委 員	なし。	
日程第5 議案第2号	議 長	異議がないため、番号4については、提案のとおり決定しました。	
		続きまして、日程第5議案第2号農業委員会の適切な事務処理に係る平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価及び平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について説明を申し上げます。	
		議案第2号、農業委員会の適切な事務処理に係る平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価及び平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について	
	事務局		このことについて、別紙のとおり公表することについて意見を求める。
			平成30年6月28日 提出
			新十津川町農業委員会会長 土 田 等 司
			平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 別紙添付
			平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画 別紙添付
			(別紙にそって説明)
			平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価については、ホームページ上で地域農業者からの要望や意見を受けて、対処内容を検討することとしておりました。
			については、地域農業者から要望や意見がなかったため、現行の内容でホームページを公開することとします。
			6月30日までの公開が求められているため、総会決定後にホームページでの公表を行うこととします。
		議 長	以上で事務局からの説明を終わります。
			質疑ございませんか。
		委 員	なし。
		議 長	質疑なしと認めます。
			続いて討論を行います。
討論はございませんか。			
委 員	なし。		
議 長	討論なしと認めます。		
	これから採決いたします。		
	提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。		
委 員	なし。		
日程第6 その他	議 長	質疑なしと認めます。	
		それでは、議案第2号については、質疑なしと認めましたので、提案のとおり適当であると付して、ホームページによる公表を行います。	
		続きまして、日程第6、その他に入ります。	
		事務局から、何かありますか。	
	事務局	総会終了後、農業者年金についてパンフレットや資材を配布して内容の説明を行いますので、ご了承ください。	
	議 長	事務局説明のとおり、総会后に、農業者年金について研修を行います。	
		以上、提案されました議案はすべて終了しました。	
それでは、本日の第11回農業委員会総会を閉じさせていただきます。			
		慎重なご審議ありがとうございました。	